

電子入札により入札書を提出する場合の留意事項

開札時点において、有効な電子証明書を取得していない者がした入札は無効とする。

なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。

現場代理人及び主任(監理)技術者選定の注意事項

【 注 意 事 項 】

- 国会議員，県議会議員，市町村議会議員，一部事務組合議員である者は常駐義務のある現場代理人にはなれません。
- 同様に，専任を要する主任（監理）技術者にもなれません。

【 理 由 】

議員活動（議会への出席等）により，常時継続的に工事現場に係る職務のみに従事することができないため。

鉾田工事事務所